

税 理 士 法 人 和
 社 会 保 険 労 務 士 法 人 和
 一 般 社 団 法 人 和

December, 2016

なごみ便り

大阪 〒540-0012 大阪市中央区谷町3-1-9MG 大手前ビル6F
 Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118
 東京 〒102-0075 東京都千代田区三番町5番地40・6F
 Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

www.101dog.co.jp

追々寒さに向かいますが、皆様いかがおすごでしょうか。
 12月に入り、いよいよ年末調整本番の時期となりますが、今回は年末調整に伴って提出が必要となる法定調書・法定調書合計表について、平成29年1月提出分からの変更点をご案内します。

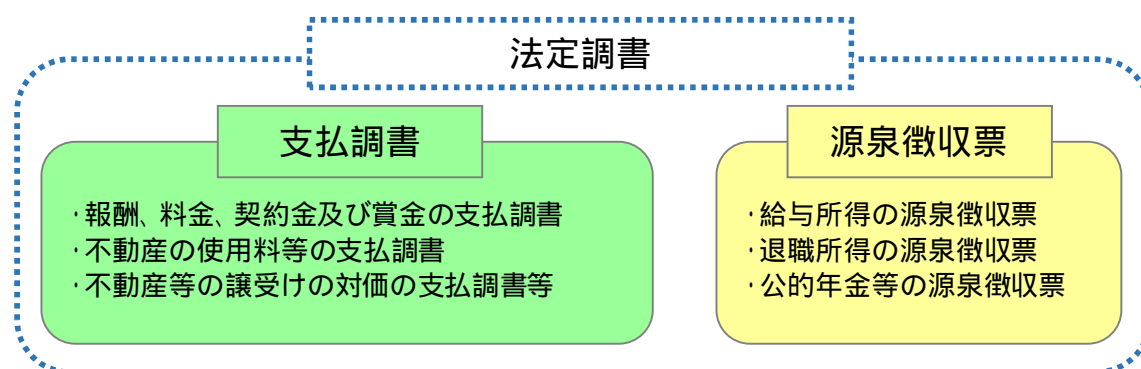
法定調書・法定調書合計表の提出

法定調書とは、税法等に基づいて税務署が適正な課税を確保することを目的に提出を義務付けている書類です。

法定調書合計表とは、各法定調書の合計額を記載する申告書です。

これらは支払の確定した日の属する年の翌年1月31日までに、税務署に提出しなければなりません。

法定調書の中には【支払調書】【源泉徴収票】があります。



支払調書

特定の支払いをした事業者が、その明細を記入して税務署に提出する書類です。
 支払いを受けた者がきちんと申告しているかどうかを、税務署が照らし合わせるために利用されます。税務署に提出する必要がある方は、以下の方に限られています。

主な支払調書の種類	提出する必要がある方	提出範囲	
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	外交員、集金人等に報酬を支払った方	同一人に対するその年中の支払金額の合計が	50万円を超えるもの
	講演等を行う講師に報酬を支払った方		5万円を超えるもの
不動産の使用料等の支払調書	不動産の賃料を支払った法人又は不動産業者である個人の方		15万円を超えるもの
不動産等の譲受けの対価の支払調書	不動産の譲受けの対価を支払った法人又は不動産業者である個人の方		100万円を超えるもの

源泉徴収票

給与などの支払いをする者が、その支払額と源泉徴収した所得税額を証明する書類です。
 「給与所得の源泉徴収票」は、給与等を支払った全ての者について作成し交付することとされていますが、税務署に提出する必要がある方は、次ページの方に限られています。

お客様との“和” 人との“和”を大切にしたい・・・

年末調整をした方

受給者の区分	提出範囲	
法人役員	給与額が	150万円を超える場合
弁護士、司法書士、税理士等		250万円を超える場合
上記以外の方		500万円を超える場合

年末調整をしなかった方

受給者の区分	提出範囲	
扶養控除等申告書を提出した方	年内に退職した方 被災のため源泉徴収の猶予又は還付を受けた方	250万円を超える場合
	法人の役員	50万円を超える場合
扶養控除等申告書を提出しなかった方		50万円を超える場合

平成 29 年 1 月以降提出分からの変更点

支払者のマイナンバー又は法人番号を記載します。

支払を受ける者のマイナンバー又は法人番号を記載します。

支払者は、支払調書を作成する前までに、**支払を受ける者のマイナンバー**又は法人番号の提供を受ける必要があります。

なお、マイナンバーの提供を受ける場合には、支払を受ける者のマイナンバーカード等により、本人確認を行う必要があります。また、本人控えとして本人に交付する支払調書には、マイナンバー及び法人番号は記載しません。

平成 年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

支払を受ける者 住所(居所)又は所在地 氏名又は名称	個人番号又は法人番号		
区分	課目	支払金額	源泉徴収額
支払を受ける者の「個人番号又は法人番号」欄が追加されています			
(摘要)			
支払者の「個人番号又は法人番号」欄が追加されています			
支払者 住所(居所)又は所在地 氏名又は名称 (電話)	個人番号又は法人番号		

平成 年分 不動産の使用料等の支払調書

支払を受ける者 住所(居所)又は所在地 氏名又は名称	個人番号又は法人番号			
区分	物件の所在地	課目	計算の基礎	支払金額
支払を受ける者の「個人番号又は法人番号」欄が追加されています				
(摘要)				
あっせんをした者の「個人番号又は法人番号」欄が追加されています				
支払者 住所(居所)又は所在地 氏名又は名称 個人番号又は法人番号 住所(居所)	個人番号又は法人番号	年月日	千円	円
支払者の「個人番号又は法人番号」欄が追加されています				

マイナンバーの提供を受けられない場合

マイナンバーの収集は番号法により義務化されています。現在法律上の罰則規定は特に設けられていませんが、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておく必要があります。経過等の記録がなければ、マイナンバーの提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかを判別できないためです。

(文章担当: 武地・緒方)

～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は次月のなごみ便りに掲載いたしますので、ぜひ挑戦してみてください！

Q. リカちゃんの後継者としてあとを継いだのは、誰もが「まさか！」と驚く日本昔話の主人公でした。

さて、それは誰？

先月のQ. お休みでした。